

開 会 午後1時

●中川賢一委員長 ただいまから、大都市税財政制度・DX推進調査特別委員会を開会いたします。

報告事項であります。よこやま委員からは、遅参する旨、届出がありました。

それでは、議事に入ります。

大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（案）についてを議題とし、資料に基づき、理事者から説明を受けます。

●笠松財政局長 本日は、いわゆる青本要望につきまして、その原案をご審議いただきたいと、このように存じます。

ご審議いただく要望文案でございますけれども、さきに行われました指定都市の税制担当課長会議、それから財政担当課長会議で協議をいたしまして、このたび作成させていただいたものでございます。

今後の日程といたしましては、本日、ご審議いただいた後に、指定都市の財政担当局長会議におきまして、最終文案を決定いたしまして、本委員会でご報告させていただくという予定にしております。

なお、具体的な要望活動につきましては、現時点ではまだ確定しておりません。ただ、例年でございますと、幹事市、今年度は広島市になりますけれども、この幹事市におきまして、各政党や総務省などの関係機関に対しまして要望を行いますほか、各市の税財政関係特別委員会の委員の方々による、党派別のご要望を行っていただいているというところでございます。

それでは、要望文案の具体的な内容につきましては、担当部長のほうから説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

●白石財政部長 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望、通称青本の原案につ

きまして、資料に沿ってご説明をさせていただきます。

それでは、まず資料の2ページをご覧ください。

2ページは目次でございます。要望事項全体を税制関係と財政関係に分けて、それぞれの要望を掲載しております。掲載項目につきましては、昨年度と同様、税制関係分5項目、財政関係分4項目の計9項目としております。

また、続く3ページには前文を掲載しております。4ページから5ページにかけて、大都市の厳しい財政状況を図表などで示している要望の背景を掲載しております。

以上が全体の構成になりますが、このうち私からは、前文と要望の背景、財政関係分についてご説明をさせていただきたいと思っております。税制関係分につきましては、後ほど税政部長のほうからご説明をさせていただきます。

それでは、資料の3ページをご覧くださいませうでしょうか。要望書の前文でございます。

ここでは、大都市の財政需要に対して、税政・財政上の措置が不十分であること、防災・減災対策や国土強靱化の取組のほか、物価高への対応などに多額の経費が見込まれるなど、財政運営が極めて厳しい状況に置かれていることを述べております。また、そのような中でも、指定都市が圏域における中枢都市として、先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠であり、緊急かつ重要な施策を積極的に推進していくため、国・都道府県・市町村の役割分担や事務権限を明確にした上で、適切な財源が措置される重要性を述べております。

これらを踏まえまして、地方財源の総額を確保するとともに、都市税源の拡充を図ることなどにより、大都市の実態に即応した税財政制度を確立することを強く要望することとしております。

次に4ページでございます。

4ページは、要望の背景として、大都市特有の

財政需要により、指定都市の人口一人当たりの歳出が大きいことや、大都市特例事務に係る税制上の措置が不足していることを数値とグラフで示しております。

続いて5ページをご覧ください。

5ページは、指定都市では人口一人当たり地方債現在高や経常収支比率などが高く、財政状況が厳しいため、大都市の特性に合った税財政制度の構築が必要であることを示しております。

続きまして、財政関係分の要望事項についてご説明をさせていただきます。

ページを少々飛びまして、18ページをご覧くださいいただけますでしょうか。

まず、「6 国庫補助負担金の改革」でございます。

要望①は、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲することなどを求めているものでございます。

次に、19ページをご覧ください。

19ページは、要望②として、税源移譲されるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保し、超過負担を解消すること、また、地方にとって自由度が高く活用しやすい制度とすることを求めるものでございます。

次に、20ページをご覧ください。20ページは、「7 国直轄事業負担金の廃止」でございます。

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を廃止すること、また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲することなどを求めるものでございます。

次に、22ページをご覧ください。

22ページは、「8 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止」でございます。

要望①は、地方交付税について、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は行わないこと、また、今後も増大する財政需要や大都市特有

の財政需要を地方財政計画に適切に反映した上で、必要額を確保することなどを求めるものでございます。

次に、23ページをご覧ください。

23ページは、要望②として、地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げなどにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止することを求めるものでございます。

次に、24ページをご覧ください。24ページは、「9 地方債制度の充実」でございます。

要望①は、緊急防災・減災事業債や脱炭素化推進事業債について、令和7年度までとされている事業期間を延長し、さらには恒久的な措置とすることを求めるものでございます。また、公共施設等適正管理推進事業債について、公用施設も対象とするとともに、恒久的な措置とすることを求めるものでございます。

次に、25ページをご覧ください。

25ページは、要望②として、公的資金について、指定都市への配分を増やすとともに、地方債の償還期間の弾力的運用などについて求めるものでございます。

以上が、財政関係分の要望事項でございます。

●**柏原税政部長** 私から、税制関係分につきまして、ご説明させていただきます。

ページは戻りまして、6ページ目をご覧ください。

6ページ目の項目1「真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正」についてでございます。

こちらは2点ございまして、要望の一つ目は、真の分権型社会の実現のため、税源移譲により、国・地方間の「税の配分」をまず5対5とし、さらに、国と地方の役割を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた税の配分とするよう地方税の配分割合を高めていくこと。二つ目は、地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税

源移譲等、地方税財源拡充の中で、地方交付税なども含め一体的に行うこと。以上を要望するものでございます。

次に、8ページ目の項目の2「大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化」についてでございます。

こちらは、都市税源である消費・流通課税や法人所得課税について、大都市特有の財政需要に対応するため、その配分割合を拡充するよう要望するものでございます。

次に、10ページ目の項目3「事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設」についてでございます。

道府県から移譲されている事務について、指定都市の市民は、その指定都市から行政サービスを受ける一方で、その経費を道府県税として負担しており、受益と負担の関係にねじれが生じております。このねじれを是正するため、道府県から指定都市への税源移譲により、大都市特例税制を創設するよう要望するものでございます。

次に、12ページの項目4「個人住民税の一層の充実」についてでございます。

税収が安定しております個人住民税は、市町村の基幹税目であることから、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、より一層の充実を図るよう要望するものでございます。

最後に、14ページの項目5「固定資産税等の安定的確保」についてでございます。

こちらは4点ございまして、要望の一つ目は、固定資産税は、市町村の重要な基幹税目であるため、国の経済対策にこれを用いるべきではなく、公平かつ簡素な税制を目指すこととともに、安定的な確保を図ること。二つ目は、償却資産に対する固定資産税の制度を堅持すること。三つ目は、土地の負担調整措置については、現行の商業地等の据置特例を早期に廃止すること。四つ目は、地方税の税負担軽減措置や、国税の租税特別措置について、一層の整理合理化を進めること。以上を

要望するものでございます。

●中川賢一委員長　それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

●森　基誉則委員　私からは財政関係、要望項目でいくと8に当たります、地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止に関連して、質問します。

7月29日に、令和7年度の普通交付税の交付額が決定され、全国総額では、令和6年度から約2,700億円増加、札幌市においても、交付額は令和6年度に対し、約88億円増加したと聞いています。

また、青本において、その廃止を求めてきた臨時財政対策債の発行額が、初めてゼロになったことは評価すべきものと考えています。

そこで最初の質問です。令和7年度普通交付税の決定に対する受け止めについて伺います。

●白石財政部長　令和7年度普通交付税の決定に対する受け止めにつきまして、お答えさせていただきます。

令和7年度の普通交付税におきましては、給与改定等に係る措置・対応として、令和6年度の人事委員会勧告に伴う地方公務員の給与改定によりまして、令和7年度に必要となる経費に加えて、令和7年度の給与改定に備えるための給与改善費が算定されました。

また、物価高に対応するために、施設管理委託料や光熱費の増加等に要する経費についても算定されたところでございます。

このように、人件費の増加や物価高が、普通交付税算定に一定程度盛り込まれたことにつきましては、地方の実態が適切に反映されたものと受け止めているところでございます。

一方で、今回の交付決定を踏まえた地方交付税などの一般財源の伸びは、資材の高騰や労務単価の増による歳出の伸びには追いついておりませんので、財政負担は大きいものと考えているところ

でございます。

今後もこの傾向が続くものと考えておりまして、札幌市の財政状況は、さらに厳しいものになると見込んでいますところでございます。

●森 基誉則委員 今回の交付決定において、人件費の増加や物価高が一定程度算定されているものの、一般財源の伸びが歳出の伸びに追いついていないと、札幌市の財政状況は、今後さらに厳しいものとなる見込みであるということでした。

こうした中において、現在、国においては、消費税の税率改正、あとはガソリンの暫定税率の廃止といった、いわゆる減税について議論がなされています。

物価高などが市民生活を圧迫しており、減税は歓迎されることですが、ただ一方で、今後の地方財政、とりわけ地方交付税への影響も懸念されることです。

そこで、次の質問です。国で議論されている減税による地方交付税への影響について、どのように考えているのか伺います。

●白石財政部長 国で議論されている減税による地方交付税への影響について、どのように考えているかというようなご質問でございました。

地方交付税の所要額は、地方財政計画におきまして見積もられる地方の歳出から、地方税などの歳入等を差し引いた財源不足額によって決定されるものでありまして、減税によって、地方税などが減収となる場合は、この財源不足が拡大いたします。

一方で、地方交付税の総額は、所得税や消費税などに法定率を乗じたものでございまして、これらの税目が減税された場合に、地方交付税の全国総額が減少することになります。

この減税によりまして、地方の財源不足額が拡大して、これを地方交付税により賄うことができない場合、地方の一般財源確保のために、一つの選択肢として、臨時財政対策債を再び発行する可能性も懸念されているところでございます。

●森 基誉則委員 減税が地方交付税に対して、どのように影響を与えているか理解できました。

物価高などにより、市民の生活が苦しさを増す中で、国においても、その支援の在り方について、まさに議論がなされているところです。

今後、人口減少に伴い、税収を含めた一般財源の確保が厳しくなっていくことが見込まれ、市民ニーズに応える事業を全て執行できるという状態ではなくなっていくことも考えられます。

しかし、当然ですが、そんな中でも、地方自治体がしっかりと実施しなければいけないものもあります。地方自治体が住民の暮らしを守り、必要な行政サービスを提供していくためには、地方税財源の持続可能性が担保されていなければならないと考えます。

とりわけ本市は、全国的に見ても、最も地方交付税に頼らざるを得ない街であることから、今後も国に対し、地方交付税の必要額の確保と、臨時財政対策債の廃止を訴え続けるよう要望し、私からの質問を終わります。

●吉岡弘子委員 私は、「5 固定資産税等の安定的確保」の要望4、地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置の一層の整理合理化を進めることの項目について、1点質問します。

要望内容では、住宅ストックの充足や空き家の増加といった現状を踏まえて、新築住宅に係る減額措置を見直すなど、社会経済の情勢等を踏まえ、廃止・縮減も含めた抜本的な見直しを行う必要があると、新築住宅の減額措置に言及されています。

新築住宅に係る減額措置とは、戸建ての新築住宅の3年間、マンション等の場合は5年間、2分の1に減額します。2年ずつ延長し、期限は2026年3月31日とされています。

新築住宅の固定資産税減額措置の札幌市の2025年度時点の適用実績は、マンション、戸建てを含めて5万896件です。

国が推奨する長期優良住宅の場合、住宅の長寿命化のため、耐震や省エネ性能等を含む30年以上の維持・保全計画の認定を受ける必要があります、こちらは戸建て5年間、マンションは7年間の減額措置がありますが、実績は6,181件にとどまっています。

今回、この長期優良住宅は、減額措置見直しの対象としていませんが、適用実績を増やすよう、使いやすい制度にする工夫が必要ではないかと思うところです。

そこで質問ですが、対象となっている新築住宅の減額措置について、どのような理由で廃止・縮減も含めた見直しを要望するのか、お聞きします。

●**柏原税政部長** 新築住宅に係ります固定資産税の減額措置につきまして、お答えをいたします。

新築住宅に係ります減額措置は、昭和39年度に創設された特例でございまして、住宅ストックが不足していた中で、住宅の建設を促進するために講じられたものでございます。

しかしながら、近年、札幌市におきましては、住宅総数が世帯数を上回っておりまして、住宅ストックは、既に充足しているところでございます。

このため、住宅建設を促進するための減額措置の目的は既に達成されておりまして、今後も減額措置を続けることの政策効果が低いものと考えられますことから、新築住宅に係る減額措置の見直しを要望しているところでございます。

●**吉岡弘子委員** ただいまの答弁の内容は、総務省も言っているようですが、国土交通省は、物価高騰など、住宅の取得環境が厳しく、ストックはあるものの、耐震性が不十分な家屋が残されていて、質の向上が引き続き必要なことから、住宅政策として、制度の延長を求めてきました。

住宅を新築する人は、自治体の住宅不足の解消や、空き家があることなどを考慮して建築を考え

るのではなく、この地域で仕事や子育てをしながら、長く住み続ける計画を持って建てるのではないのでしょうか。空き家や中古住宅など、利用されていない住宅のストックが十分あることは、別の住宅政策として対策を考えるべきです。

減額措置を見直すのであれば、特にマンションの場合、居住目的ではなく、第三者に貸し出すことで家賃収入を得たり、将来的な売却益を得るための投資目的の購入があることから、これらについては対象外にするなどの検討をすべきであると考えます。

新築住宅の減額措置は、多くの市民が利用していることから、廃止・縮減は慎重であるべきと申し上げ、質問を終わります。

●**波田大専委員** 私からは、要望事項、税制関係の「1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正」に関連して、道州制と副首都構想について伺いたいと思います。

まず初めに、札幌市としての道州制特区の活用について伺いたいと思います。

令和5年8月17日の大都市税財政制度・D X推進調査特別委員会において、道州制についての札幌市のお考えについて、私からお伺いをいたしました。

当時のご答弁では、その趣旨には賛同するとして一方、道州制は国の在り方自体を大きく変える問題であり、国民の意向を十分に踏まえた上で検討が行われるべきとの趣旨のお考えをお示しいただきました。

確かに、道州制は全国的な仕組みでございしますが、北海道は全国で唯一、他県との合併を経なくても道州制に移行できることから、政府は北海道を全国に先駆けて、道州制のモデルとする道州制特区と位置づけ、北海道では国から道への権限移譲や、規制の緩和などを求める提案を国に対して行うため、広くアイデアを募集しております。

このような現状を踏まえますと、道州制導入に向けた検討のボールは、国側ではなく、むしろ北

海道の側にあり、札幌市としても、道州制の是非について、しっかりと検討を行った上で、今回のような国への要望の場面を捉えて、声を上げていくべき立場にあるものと認識しております。

そこで質問ですが、道州制導入の是非を検討するに当たり、道州制特区を今後どのように活用していくのか、お考えをお伺いいたします。

●永澤行政部長 札幌市として、道州制特区の活用についてというご質問でした。

道州制については、札幌市としては、国の在り方自体を大きく変える問題であり、国民の意向を十分に踏まえた上で、慎重に検討が行われるべきであるとの認識に変わりはありません。

また、道州制の検討に当たっては、大胆な権限移譲に見合った税財源の移譲による効果として、住民サービスの向上や業務の効率化が図られることが重要と考えるとともに、国・道州・市町村の役割分担についても整理が必要と認識しております。

このような認識の下、道州制特区の活用についても、北海道と必要に応じて、連携・協力してまいりたいと考えております。

●波田大専委員 次に、副首都構想に対する札幌市のお考えをお伺いいたします。

真の分権型社会の実現という観点では、道州制のみならず、私ども日本維新の会では、副首都構想の実現に向けて、党内で法案づくりを進めております。

これは、東京一極集中の是正や、首都機能のバックアップ、災害対策、経済成長の促進、地方創生を主な目的とするものであり、国全体にとっても、大都市にとっても、極めて重要な構想であるものと認識しております。

そこで質問ですが、副首都構想について、札幌市のお考えをお伺いいたします。

●永澤行政部長 副首都構想についての札幌市の考えについてお答えいたします。

副首都構想については、東京圏への政治・行

政・経済等の中枢機能の機能や人口の一極集中を是正し、国民経済の発展や、国民生活の安定・向上に資することを目的としたものと認識しております。

一方で、導入に向けては、全国レベルでの様々な議論と、国民の十分な理解、府庁舎建設やインフラ整備に多額の費用が予測されること、様々な関係者の合意形成など、課題があると考えているところです。

●波田大専委員 最後に、北海道や札幌市が副首都を担う可能性についてお伺いいたします。

副首都構想は、大阪を念頭に置いた議論ではございますが、私ども日本維新の会では、大阪以外にも副首都になり得ると考えており、その一つとして、福岡を例に挙げております。

また、北九州市では、令和5年にバックアップ首都構想を掲げ、市内に企業の経済活動継続に不可欠な機能を集積させ、稼げる町を実現しながら、首都直下型地震や南海トラフ巨大地震、さらにその同時被災などの危機に対峙する日本やアジア、世界を支えるバックアップ首都を独自に推進しております。

このように見ていきますと、北海道や札幌市も、地理的には、本州における巨大地震発生時のバックアップ機能を備えており、特に食料基地であり、再生可能エネルギーにも恵まれる北海道は、有事における食料供給やエネルギー供給の拠点ともなり得ることから、副首都の担い手の一つとして、大いにポテンシャルがあるようにも感じるところです。

国全体における北海道や札幌市の位置づけが変わることで、例えば、北海道新幹線の早期開業も実現し得るなど、札幌市と北海道の発展においてもプラスの効果があるものと考えます。

そこで質問ですが、北海道や札幌市が副首都を担う可能性について、お考えをお伺いいたします。

●永澤行政部長 北海道や札幌市が副首都を担

う可能性について、お答えいたします。

委員のご質問にあったとおり、札幌市や北海道は、本州における災害時のバックアップ機能や、食料・エネルギー供給の面では、一定の優位性があるものと認識しています。

しかしながら、札幌市としては、先ほどお答えしましたが、副首都構想は、国民の十分な理解と、様々な関係者の合意形成が必要であることから、副首都構想が札幌市や北海道の住民にとって、真に意義のあるものであるか、議論の動向を見極める必要があると考えています。

●波田大専委員 確かに、道州制も副首都構想も、新しい国の形を考える、非常に大きな議論であると思います。

一方で、このような真の分権型社会の実現に向けた権限の移譲や、税財源の移譲を国に求める議論については、国の議論の動向を見極めるだけではなく、やはり大都市や地方から声を上げていかない限り、具体的な検討も進まないものと認識しております。

札幌市として、どのように考えて、関わっていくのか、絶えず議論と検討を継続していただきますよう要望して、質問を終わります。

●中川賢一委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●中川賢一委員長 なければ、質疑を終了いたします。

以上で、委員会を閉会いたします。

閉 会 午後1時29分